

公共施設予約システムの導入に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

三朝町長

### 三朝町規則第5号

#### 公共施設予約システムの導入に伴う関係規則の整理に関する規則

(小鹿地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 小鹿地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則(昭和56年三朝町規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の承認)</p> <p>第6条 研修会施設を使用しようとする者は、<u>施設予約システム(通信回線を利用して電子計算機処理により施設の予約等を行うシステムをいう。以下同じ。)</u>により申請するものとする。</p> <p>2 使用の承認は、<u>申請内容を審査のうえ、施設予約システムにより行う。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第6条 研修会施設を使用しようとする者は、<u>使用の日の1箇月前から使用の日の前日までに、様式第1号による小鹿地区多目的研修会施設使用承認申請書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 使用の承認は、<u>様式第2号による小鹿地区多目的研修会施設使用承認書を交付して行う。</u></p> <p>3 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第8条 <u>条例第5条第1項ただし書きの規定により、使用料の徴収を必要とする目的外使用は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>営利を目的とした使用</u></p> <p>(2) <u>特定の個人のための使用</u></p> <p>(3) <u>町会社の目的外の使用</u></p> <p>(4) <u>その他町長が必要と認めたとき。</u></p>
<p>(使用料の返還)</p> <p>第8条</p>	<p>(使用料の返還)</p> <p>第9条</p>
<p>(原状回復)</p> <p>第9条</p>	<p>(原状回復)</p> <p>第10条</p>
<p>(き損又は滅失の届出)</p> <p>第10条</p>	<p>(き損又は滅失の届出)</p> <p>第11条</p>

(専決事項) 第11条	(専決事項) 第12条
(雑則) 第12条	(雑則) 第13条

第2条 小鹿地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。  
様式第1号及び様式第2号を削る。

(三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第3条 三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則(昭和59年三朝町規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の承認)</p> <p>第6条 <u>研修会施設を使用しようとする者は、施設予約システム(通信回線を利用して電子計算機処理により施設の予約等を行うシステムをいう。以下同じ。)</u>により申請するものとする。</p> <p>2 <u>使用の承認は、申請内容を審査のうえ、施設予約システムにより行う。</u></p> <p>3 町長は、使用を承認するに当たって、管理上必要な<u>使用条件</u>を付けることができる。</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第6条 <u>研修会施設を使用しようとする者は、使用管理日誌(様式第1号)に必要な事項を記載のうえ館長の承認を受けるものとする。ただし、目的外使用については、様式第2号による三徳地区多目的研修会施設使用承認申請書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>目的外使用の承認は、様式第3号による三徳地区多目的研修会施設使用承認書を交付して行う。</u></p> <p>3 町長は、使用を承認するに当たって、管理上必要な<u>条例</u>を付けることができる。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第8条 <u>条例第5条第1項ただし書きの規定により、使用料の徴収を必要とする目的外使用は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>営利を目的とした使用</u></p> <p>(2) <u>特定の個人のための使用</u></p> <p>(3) <u>町会社の目的外の使用</u></p> <p>(4) <u>その他町長が必要と認めたとき。</u></p>
<p>(使用料の返還)</p> <p>第8条</p>	<p>(使用料の返還)</p> <p>第9条</p>
<p>(原状回復)</p> <p>第9条</p>	<p>(原状回復)</p> <p>第10条</p>

(き損又は滅失の届出) <u>第10条</u>	(き損又は滅失の届出) <u>第11条</u>
(専決事項) <u>第11条</u>	(専決事項) <u>第12条</u>
(雑則) <u>第12条</u>	(雑則) <u>第13条</u>

第4条 三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 第1条及び第2条の規定による改正後の小鹿地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則並びに第3条及び第4条の規定による改正後の三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関する規則の規定は、施行日以後に使用の承認を受けるものから適用し、施行日以前に使用の承認を受けるものにあつては、なお従前の例による。